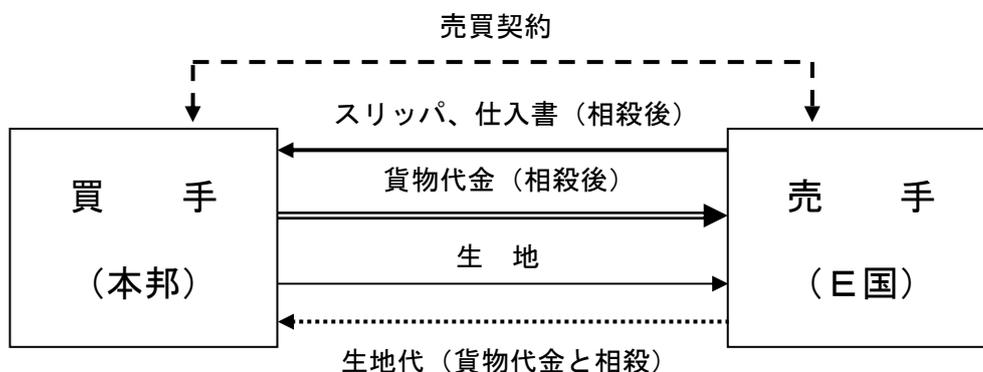


1. 有償提供した生地の代金と貨物代金との相殺



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からスリッパを購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物の生産に使用する生地を売手に有償で提供しており、当社から売手への生地の販売価格には、生地の仕入れに係る費用のほか、売手までの運賃及び保険料等の輸出に係る経費も含まれています。

売手との取決めにより、当社が提供した生地の代金は売買契約において合意された輸入貨物の売買価格の一部と相殺することにより回収されることとなったので、当社は売手から当社宛てに送付される相殺後の仕入書価格を売手に支払います。

この場合の輸入貨物の課税価格は、当社が売手に支払う仕入書価格を現実支払価格として計算されますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貨物代金（売買契約価格）の一部と相殺された生地の代金は、現実支払価格の一部を構成しますので、仕入書価格を現実支払価格として課税価格を計算することはできません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引における相殺額は、貴社（買手）により売手に対して支払われていないものではなく、貴社が売手に対して有する債権（生地代金債権）により現実に支払われていると認められますので、現実支払価格に含まれます。

《参考》

輸入貨物の売手が買手に対して負っている債務の全部又は一部をその輸入貨物の価格と相殺するため、その債務の額を控除した残額を仕入書価格とした場合の現実支払価格は、仕入書価格に相殺される額を加えた価格となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、(3)ハ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)